

飲酒検査義務化『Q&A』

- 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について（通達）」（令和3年11月10日付け警察庁丁交企発第412号ほか）より抜粋

Q 1 運転前後とは

A 1 「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転のことをいいます。

よって、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りる。

Q 2 目視等で確認とは

A 2 運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

Q 3 対面による確認ができない場合は

A 3 確認方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

○ カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法

○ 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

Q 4 アルコール検知器はどのような性能が必要か

A 4 酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとされています。

また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含みます。

Q 5 安全運転管理者以外の者による確認

A 5 安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えありません。

Q 6 記録する内容は

A 6 令和4年4月1日から次の事項の記録が必要となります。

- ・確認者名 ・運転者 ・自動車登録番号等 ・確認の日時
- ・確認の方法（アルコール検知器の使用の有無、対面でない場合は具体的方法）
- ・酒気帯びの有無 ・指示事項 ・その他必要な事項

Q 7 アルコール検知器を常時有効に保持とは

A 7 正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことです。

よって、取扱説明書に基づき、適切に使用、管理、保守をするとともに、定期的に故障がないか確認し、故障がないものを使用する必要があります。